

資料1-2

「平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標（案）」について

平成18年度（案）		平成17年度	
<p>平成18年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。 なお、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月にとりまとめた「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取組」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月にとりまとめる「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。</p>		<p>平成17年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁（以下「庁」という。）が達成すべき目標については、以下のとおりとする。 なお、庁の業務運営の在り方について、現在、内閣官房長官の開催する「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」等において検討が進められていることから、今後、その検討結果を踏まえ、この目標について、必要に応じて見直しを行うものとする。</p>	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>（1）厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>（数値目標） ○適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所数 ・新規適用事業所数 ・全被保険者資格喪失事業所数 ・巡回説明実施事業所数 ・重点加入指導実施事業所数 ・被保険者数 ・資格取得被保険者数 ・資格喪失被保険者数 ・被扶養者数 ・賞与支払事業所数（年度延数） 	<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>（1）政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適用を促進する。</p> <p>（2）政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与数等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>（数値目標） ○適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定調査を除く。）の割合：4分の1以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所数 ・新規適用事業所数 ・全被保険者資格喪失事業所数 ・巡回説明実施事業所数 ・重点加入指導実施事業所数（新規） ・被保険者数 ・資格取得被保険者数 ・資格喪失被保険者数 ・被扶養者数 ・賞与支払事業所数（年度延数）
<p>（2）国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p> <p>（数値目標） ○届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数 ・20歳到達者（住民基本台帳ネットワークにより把握したもの）の適用率 	<p>（3）住民基本台帳ネットワークにより把握した20歳到達者を国民年金に完全適用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。</p> <p>（数値目標） ○20歳到達者の適用率：100%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳到達者（住民基本台帳ネットワークにより把握したもの）の適用率
<p>（3）基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度加入照会者数 ・年金手帳記号番号回答票数（社会保険業務センター受付分） 	<p>（5）基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度加入照会者数 ・年金手帳記号番号回答票数（社会保険業務センター受付分）

<参考1> 事業所調査実績（平成17年10月末）

適用事業所数	1,635,673事業所
事業所調査件数 （4月～10月）	391,894件 （このうち、算定基礎調査を行う7月点検分が211,811件）
割合	23.96%

<参考2> 国民年金の届出勸奨の実績推移

	14年度	15年度	16年度
勸奨状の送付件数（実績）	4,556千件	4,233千件	4,010千件

平成18年度(案)		平成17年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○保険料収納率</p> <p>厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険：84%以上</p> <p>政府管掌健康保険：85%以上</p> <p>船員保険：57%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差押え事業所数 ・保険料収納率 ・口座振替実施率 	<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船舶所有者を含む)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○保険料収納率：</p> <p>政府管掌健康保険：97.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>船員保険：91.1%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>厚生年金保険：97.9%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>○口座振替実施率：</p> <p>政府管掌健康保険：81.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>船員保険：56.7%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>厚生年金保険：83.6%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差押え事業所数 ・保険料収納率 ・口座振替実施率

<参考>

- ・保険料収納率については、16年度実績以上で、かつ、17年度と同等の実績を確保することとする。
- ・口座振替実施率は、16年度実績以上とする。

厚生年金、健康保険、船員保険の保険料納付率の実績推移

	14年度	15年度	16年度
厚生年金保険	97.7%	97.9%	98.2%
政府管掌健康保険	96.8%	97.3%	97.6%
船員保険	91.0%	91.1%	91.7%

口座振替実施率の実績推移

	14年度	15年度	16年度
厚生年金保険	83.8%	83.6%	84.3%
政府管掌健康保険	81.6%	81.3%	85.7%
船員保険	57.6%	56.7%	56.5%

平成18年度(案)		平成17年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
(2) 国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率(過年度分を含めた納付率)の向上を図る。 (数値目標) ○平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、 ・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5% ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7% ・口座振替実施率：42%	・保険料納付率 ・口座振替実施率 ・戸別訪問件数 ・電話納付督促件数 ・催告状発行件数 ・最終催告状発送件数 ・督促状送付件数 ・コンビニ収納件数 ・免除件数 ・学生納付特例件数 ・若年者納付猶予件数 ・追納件数	(2) 国民年金保険料の確実な収納を図る。 (数値目標) ○国民年金保険料納付率：69.5% ○口座振替実施率：37.1%	・保険料納付率 ・口座振替実施率 ・戸別訪問件数 ・電話納付督促件数 ・催告状発行件数 ・最終催告状発行件数 ・督促状送付件数 ・コンビニ収納件数(新規) ・免除件数 ・学生納付特例件数 ・若年者納付猶予件数(新規) ・追納件数
		(3) 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。	

<参考>

①「平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5%」

- 平成15年8月に厚生労働省の国民年金特別対策本部会議で掲げた「平成19年度までに保険料納付率を80%に引き上げる」という目標と、平成16年10月に同会議で定めたアクションプログラムに掲げた年次目標による。

	16年度	17年度	18年度	19年度
年次目標	65.7%	69.5%	74.5%	80%

②「平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7%」

- 負担能力がありながら納付いただけない方には、公平な負担の観点から、強制徴収を行うことから、現年度分の納付率だけでは、実績評価の指標として十分ではなく、また、保険財政や保険給付への影響を表す指標としては、最終的な納付率(過年度分を含めた納付率)の向上を図ることが重要であることから、従来の現年度分の納付率に加え、過年度分を含めた納付率の両方を、数値目標に併記する。
- 過年度分を含めた指標としては、国民年金保険料の時効が2年であることから、平成16年度分保険料の平成18年度までの納付率を指標とし、平成14年度分保険料の過年度の納付実績や、平成16年度分保険料の現年度の納付実績を踏まえ、数値目標を設定する。

	実績				目標
	14年度	15年度	16年度	17年12月	18年度
14年度分保険料	62.8%	65.4% (+2.6%)	66.9% (+4.1%)		
15年度分保険料		63.4%	65.6% (+2.2%)	67.0% (+3.6%)	
16年度分保険料			63.6%	65.6% (+2.0%)	68.7% (+5.1%)

()内は、現年度分の納付率との差

③「口座振替実施率：42%」

- 「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取組～」(平成17年9月)において、「口座振替率(平成16年度末：37%)を平成19年度までにクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。」という到達目標を掲げたところ。
- 平成18年度においては、平成17年度目標に対して、概ね+5%の42%を目標とする。

実績					目標		
13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年12月末	17年度末	18年度末	19年度末
37.1%	35.2%	35.1%	37.0%	38.1%	37.1%	42%	50%

平成18年度(案)		平成17年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額</p> <p>政府管掌健康保険：内容点検 738円以上 外傷点検 511円以上</p> <p>船員保険：内容点検 1,049円以上 外傷点検 1,067円以上</p>	<p>・内容点検件数(過誤調整確定分)</p> <p>・被保険者1人当たり点検効果額</p>	<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額</p> <p>政府管掌健康保険：3,740円以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>船員保険：11,185円以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p>	<p>・内容点検件数(過誤調整確定分)</p> <p>・被保険者1人当たり点検効果額</p>

<参考>

- ・レセプト点検の重点項目である内容点検、外傷点検についての数値目標を掲げることとし、平成16年度の実績以上とする。

※なお、資格点検のうち、「本人・家族誤り」については、保険給付の削減効果がないことから、平成17年度から、医療機関への返戻対象から除いている。

レセプト点検効果額の実績推移

		13年度	14年度	15年度	16年度
政府管掌健康保険	資格点検	2,751円	2,604円	2,455円	2,499円
	内容点検	436円	659円	678円	738円
	外傷点検	632円	656円	607円	511円
	計	3,819円	3,919円	3,740円	3,748円
船員保険	資格点検	8,466円	8,175円	8,466円	7,572円
	内容点検	1,099円	1,182円	1,564円	1,049円
	外傷点検	1,277円	1,232円	1,155円	1,067円
	計	10,842円	10,589円	11,185円	9,688円

平成18年度(案)		平成17年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>(数値目標) ○請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る)</p> <p>傷病手当金 : 3週間以内 出産手当金 : 3週間以内 出産育児一時金 : 3週間以内 家族出産育児一時金 : 3週間以内 埋葬料(費) : 3週間以内 家族埋葬料 : 3週間以内</p> <p>(※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)</p>	<p>・現金給付費 ・被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金) ・請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数</p>	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適正化を図るとともに、迅速な支給に努める。</p> <p>(数値目標) ○請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数</p> <p>傷病手当金 : 3週間以内 出産手当金 : 3週間以内 出産育児一時金 : 3週間以内 家族出産育児一時金 : 3週間以内 埋葬料(費) : 3週間以内 家族埋葬料 : 3週間以内</p>	<p>・現金給付費 ・被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金) ・給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数</p>
		<p>(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。</p>	<p>・失業保険金給付費</p>
<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>(数値目標) ○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る)</p> <p>・老齢基礎・老齢厚生年金 : 2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・遺族基礎・遺族厚生年金 : 2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・障害基礎年金 : 3ヶ月以内 ・障害厚生年金 : 3ヶ月半以内</p> <p>(※ 達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)</p>	<p>・年金給付費 ・年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均処理日数 ・新規裁定者あてパンフレット送付件数 ・老齢年金新規受給者への説明会開催回数</p>	<p>(4) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努めること。</p> <p>(数値目標) ○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数</p> <p>・老齢基礎・老齢厚生年金 : 2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・遺族基礎・遺族厚生年金 : 2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・障害基礎・障害厚生年金 : 3ヶ月半以内</p>	<p>・年金給付費 ・年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均処理日数 ・新規裁定者あてパンフレット送付件数 ・老齢年金新規受給者への説明会開催回数</p>
		<p>(5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行う。</p>	

<参考>

- ・サービススタンダードの達成率100%の実現を目標とすることを明記する。
- ・障害基礎年金については、障害厚生年金と比べて障害認定事務が比較的容易であることから、平成17年度の目標に比べて、目標を半月短縮する。
- ・その他は、平成17年度の目標と同様とする。

②年金給付

老齢年金	基礎のみ 98.4%	基礎・厚生 98.2%
遺族年金	基礎のみ 93.1%	基礎・厚生 97.6%
障害年金	基礎のみ 94.4%	基礎・厚生 76.8%

サービススタンダードの17年度の目標の達成実績(平成17年12月末)

①健康保険の現金給付

傷病手当金	84.2%	埋葬料(費)	83.9%
出産手当金	86.0%	家族埋葬料	86.1%
出産育児一時金	93.1%		
家族出産育児一時金	93.2%		

平成18年度(案)		平成17年度	
達成すべき目標	参考指標	達成すべき目標	参考指標
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○健診実施割合 政府管掌健康保険：32% (40歳以上被保険者) 船員保険：38% (40歳以上被保険者)</p> <p>○事後指導実施割合 32%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施割合 ・事後指導実施割合 	<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○健診実施割合 政府管掌健康保険：30.2%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 船員保険：40.5%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>○事後指導実施割合：33.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施割合 ・事後指導実施割合
<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>		<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス数 ・年金研修の実施事業所数 ・生徒に対する年金セミナーの実施率 	<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。</p> <p>(2) 年金教育の拡充を図る。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス数 ・年金研修の実施事業所数
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金相談者数(来訪相談者数) ・被保険者記録の事前通知件数 ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 ・年金加入状況の通知件数 	<p>(3) 年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者記録の事前通知件数 ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 ・年金加入状況の通知件数(新規)
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト開示件数 ・研修参加人数 ・情報公開法に基づく開示請求件数 	<p>(4) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。</p> <p>(5) 国民に対する適切な情報公開を行うとともに、積極的な情報提供の充実を図る。</p> <p>(6) 個人情報へのアクセスの制限等の個人情報保護のための管理システムにより、被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格に実施する。</p> <p>(数値目標)</p> <p>○全ての職員に研修を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金相談者数(来訪相談者数) ・情報公開法に基づく開示請求の開示件数 ・ホームページアクセス数 ・レセプト開示件数 ・研修参加人数

<参考1> 健診の実施実績(平成16年度)

健診実施割合	政府管掌健康保険	27.7%
(40歳以上被保険者)	船員保険	31.5%
事後指導実施割合		32.9%

<参考2> 生徒に対する年金セミナーの実施実績(平成16年度)

全中学・高校数	16,531校
実施校数	3,616校
実施率	21.9%